

「平成30年度に実施した仕事」の振り返りシート

記入日 平成 31 年 7 月 16 日

仕事の内容	介護認定審査会事業事務			
担当部署・課長名	高齢介護	課	介護認定	係 課長名 伊野宮 崇

この仕事は、どの【施策】の課題を解決するための手段ですか。	施策番号	2 - 2	-
【施策名】 高齢者保健福祉の推進	総合計画書 (ページ)	51	

予算名	款 1 総務費	項 2 介護認定審査会費	目 1 介護認定審査会	事業 1 介護認定審査会費
-----	---------	--------------	-------------	---------------

1 この仕事の目的	① 誰(何)を対象にしていますか。 介護認定審査会委員	→	① ①の対象数や量を、あらわすもの(対象指標) 介護認定審査会出務延べ人数
	② ①をどのような状態にしたいのですか。[簡潔に] 介護認定審査会による適切な審査判定の実施	→	② ②の状態になった数・量をあらわすもの(成果指標) 介護認定審査会審査判定件数
	③ そのために何をしましたか。 ①要介護(要支援)認定申請者の審査判定を行うのに必要な資料の作成・介護認定審査会の開催。 ②市より介護認定審査会に出席した介護認定審査会委員に報酬を支払っている。	→	③ ③をどのくらい行いましたか(活動指標) ①介護認定審査会開催数 ②介護認定審査会委員報償費

		単位	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度目標	平成32年度目標
2 指標の推移	対象指標	①の数値	人	613	619	621	
	成果指標	②の数値	件	3,871	4,209	3,589	
	目 標	②の目標値			3,589	4,638	5,004
		目標値設定の考え方	認定申請のうち取り下げを除く全件の審査判定を行う必要がある(H31.32年度目標値は第7期介護保険事業計画の予測値から設定)				
	活動指標	③の数値	①回数 ②円	①124 ②	①126 ②	①125 ②	

3 経費	事業費(実績)		円	17,415,000	18,738,000	17,631,000	※人件費の所要人数は、基本的には「人」で表わしますが、一時的な仕事については時間数での表示も可とします。その場合単位を「時間」に変更してください。 人件費(再任用職員以外) 年間単価は、8,244,000円 時間単価は、4,200円 で計算してください。 【算出根拠】平成29年度決算数値。(退職手当組合負担金、共済費も含む。)
	財源	一般財源	円				
		特定財源	円	17,415,000	18,738,000	17,631,000	
		(うち受益者負担)	円				
	人件費(目安)	所要人数(再任用以外)	人	1.0	1.0	1.0	
		所要人数(再任用)	人				
	職員人件費(再任用以外)	円	8,244,000	8,244,000	8,244,000		
	職員人件費(再任用)	円					
	事業費+人件費	円	25,659,000	26,982,000	25,875,000		

この仕事における市の裁量	市の裁量は無い
--------------	---------

4 環境変化	この仕事の開始時期(開始年度)、何を目的に開始していますか。 平成12年4月から介護保険法の施行に伴い、平成11年10月から各団体からの推薦で介護認定審査会委員を委嘱してきた。定数は42名、合議体数は現在6。1合議体当たりの定数は7名(医療5名、福祉1名、保健1名)とし、うち5名を出務させ審査判定を行ってきた。介護保険の給付を受けるためには、被保険者は要介護者又は要支援者に該当することについて、区市町村による要介護認定又は要支援認定を受けなければならない。そのために、介護認定審査会では一律の基準に基づいた客観的な審査判定を行うことを目的としている。
	開始当初と比較し、状況の変化はありますか。 高齢者人口及び高齢化率は年々増加しており、それに伴い介護認定申請件数も増加している。介護認定審査会委員人数及び審査会開催日数、審査の質の確保が難しくなっている。

仕 事 の 内 容	介護認定審査会事業事務				
担当部署・課長名	高齢介護	課	介護認定	係	課長名 伊野宮 崇

5 市民等の意見
この仕事に関して、平成30年度中に寄せられた市民・議会等の意見、また、市民・サービス利用者等の実態やその意識について
要介護（要支援）認定申請者にとって要介護認定の判定結果は、介護保険で利用できるサービスの上限を決定するものであり、日常生活を維持させるためには、最も重要である。支給限度額を超えたサービス利用による自己負担額の発生、要介護から要支援へ認定結果が変更となった場合は、ケアプラン作成担当者の変更（居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ）となったり、施設サービスが使えなくなったり（介護保険施設を対処しなければならない）等苦情になるケースも多い。要介護認定申請者にとって要介護認定判定結果は、最も関心が深い。

6 市民協働
(1)市民協働の取組を行いましたか。ある場合は、取組手法の種類から番号を選択。（複数回答可）

取組みは無い		【取組手法の種類】 ①共催 ②実行委員会・協議会 ③事業協力 ④事業委託 ⑤補助・助成 ⑥情報提供・情報交換（広報媒体： ） ⑦後援・場の提供 ⑧その他（ ）
--------	--	---

(2)平成31年度に向け、さらに適した協働の形態とするための「考え」又は「気付いた」点
介護認定審査会では専門的な知識をもつ委員により審査判定を行う必要があり、市民協働はそぐわないものとする。

7 課題
(1)「平成29年度に実施した仕事」の振り返りシート 「7 課題（2）」の内容
介護認定審査会委員の人材と質及び審査会開催日数の確保。
要介護認定の適正化における取組み。
H30年4月より審査会の簡素化の方針が示されたため、当市での実施に向け検討が必要。
(2)(1)の課題解決に向けた取組や、事務改善など、平成30年度に実施したこと。
審査判定にかかる時間の短縮のため、事前検討シートを全合議体で導入した。
審査会の簡素化及び審査判定のばらつきについて審査委員と検討を行った。（合議体正副部会長連絡会議にて実施）
認定の遅れが出ないように申請日以外に個々の状況を把握し、審査判定日の割り当てに優先度をつけた。
(3)(2)を踏まえた今後の課題
審査会の簡素化について引き続き検討を行い、要介護認定の適正化（効率的かつ迅速な審査判定の実施）を行う。
審査判定までの事務作業の効率化。

8 今後の方向性
(1)仕事の方向性（「7 課題（3）」の課題解決に向けた具体的な改革・改善案など）
合議体正副部会長連絡会議において簡素化や要介護認定の適正化について検討を行い、審査判定のばらつきの軽減や審査会開催時間の短縮を図る。
(2)上記(1)の改革・改善案を実現するために、克服すべき問題点、必要な調整・準備等
厚生労働省介護保険データベースや見える化システムのデータを活用する
(3)改革・改善案による期待成果
上記(1)の改革・改善案を実施することで、成果面と経費面で現状からどのように変わりますか。

成果	成果を向上させる。	経費	仕事の経費は維持する。
----	-----------	----	-------------